（外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、国際投資企画官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際投資企画官一人及び為替実査官八人以内（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　略］

9　国際投資企画官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。

10　［略］

（開発企画官）

第三十五条　開発機関課に、開発企画官一人を置く。

2　［略］

（理財部の所掌事務）

第百九十六条　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～二十　略］

二十一　外国為替及び外国貿易法に規定する外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること。

二十二　［略］
二十三　［略］
二十四　［略］
二十五　［略］
二十六　［略］
二十七　［略］
二十八　［略］
二十九　［略］
三十　［略］
三十一　［略］
三十二　［略］
三十三　［略］
三十四　［略］
三十五　［略］
三十六　［略］
三十七　［略］

（理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌事務）

第二百十八条　理財課は、次に掲げる事務（統括証券監査官及び統括金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十　略］

十一　外国為替及び外国貿易法に規定する外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること。

十二　［略］

（外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官、主任為替実査官及び為替実査官）

第三十二条　調査課に、外国為替室、投資企画審査室及び為替実査室並びに外国為替調査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任為替実査官一人及び為替実査官八人以内（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　同上］

9　主任為替実査官は、命を受けて、第六項の検査を実施し、並びに為替実査官の行う事務を整理する。

10　［同上］

（開発企画官）

第三十五条　開発機関課に、開発企画官二人以内を置く。

2　［同上］

（理財部の所掌事務）

第百九十六条　理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～二十　同上］

［号を加える。］

二十一　［同上］
二十二　［同上］
二十三　［同上］
二十四　［同上］
二十五　［同上］
二十六　［同上］
二十七　［同上］
二十八　［同上］
二十九　［同上］
三十　［同上］
三十一　［同上］
三十二　［同上］
三十三　［同上］
三十四　［同上］
三十五　［同上］
三十六　［同上］

（理財課、理財第一課、理財第二課及び理財第三課の所掌事務）

第二百十八条　理財課は、次に掲げる事務（統括証券監査官及び統括金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十　同上］

［号を加える。］

十一　［同上］